

介護老人保健施設 パステルヴィレッジ小野  
**通所リハビリテーション 利用料金表**  
 (平成30年4月1日 ~ )

### (1) 利用料金

基本利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。  
 以下は1日あたりの自己負担分です。）

① 【所定時間6時間以上8時間未満】

要介護1	1,334円	要介護4	2,152円
要介護2	1,594円	要介護5	2,450円
要介護3	1,848円		

② 【食費】(食材費+調理相当分) 600円/1日

### (2) 加算

サービス提供体制 強化加算(I)イ	36円/日	介護福祉士が50%以上配置されている場合
介護職員処遇 改善加算(III)	所定単位数に 1.9%を乗じた金額	介護職員の更なるサービスの資質向上、雇用の改善、労働環境の改善の為の加算
入浴介助加算	100円/日	入浴介助を行った場合
リハビリテーション 提供体制加算	48円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合</li> <li>・事業所において、配置されているリハ職の合計数が、事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合</li> </ul>
リハビリテーション マネジメント加算(I)	660円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通リハ計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している場合</li> <li>・理学療法士等がリハビリの観点から、介護支援専門員を通じて、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合</li> <li>・新規利用者に対し、利用開始後1ヶ月までの間に利用者の居宅を訪問し、日常生活状況や家屋環境を確認した上で、<u>リハビリテーション提供計画</u>を策定した場合</li> <li>・医師が理学療法士等に対し、利用者のリハビリの目的に加え、リハ開始前又は実施中の留意事項、中止する際の基準、利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行った場合</li> </ul>

リハビリテーション マネジメント加算(Ⅱ)	開始日から 6か月以内 1,700円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハ会議を開催し、利用者の状況等を共有し、会議内容を記録した場合</li> <li>・通りハ計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している場合</li> <li>・医師が理学療法士等に対し、利用者のリハビリの目的に加え、リハ開始前または実施中の留意事項、中止する際の基準、利用者に対する負荷等のいずれか1以上の指示を行った場合</li> <li>・介護支援専門員に対し、理学療法士等がリハビリの観点から、利用者の能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行った場合</li> <li>・理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、家族に対し介護の工夫に関する指導及び日常生活の留意点に関する助言を行った場合</li> <li>・通りハ計画書について、理学療法士等が説明し、同意を得るとともに、説明した内容を医師へ報告した場合</li> <li>・通りハ計画の作成に当たり、同意を得た月から6か月以内にあつては月1回以上、6か月を超えた場合は3か月に1回以上、リハ会議を開催し、状態変化に応じて通りハ計画を見直していること</li> </ul>
	開始日から 6月超 1,060円/月	
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	開始日から 3月以内 4,000円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活行為の内容の充実を図るための目標及び、目標を踏まえたリハの実施頻度、実施場所等の記載された通りハ計画書をあらかじめ定め、リハを提供した場合</li> <li>・通りハ計画書で定めたりハの実施期間中に、リハの提供を終了した日前1月以内にリハ会議を開催し、目標の達成状況を報告した場合</li> </ul>
	開始日から 3月超～6月以内 2,000円/月	
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	220円/日	理学療法士又は作業療法士が、利用者に対して退院(所)日又は認定日から起算して <u>3ヶ月以内の期間</u> に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合

### (3) その他の利用料金

教養娯楽費… 1日あたり 100円

#### ※償還払い

要介護認定の申請前に、緊急的にやむを得ない理由によりサービスを利用した場合、又は介護保険料を滞納した場合には、介護サービス利用者がいったん事業者<sup>※</sup>に全額費用の支払いを行い、事業者より交付される領収書等を市町村に提出することによって、保険給付の償還払いとなる場合があります。